三 調 発　第７５号
平成２２年８月６日

会　員　各　位

三重県土地家屋調査士会
会長　神　戸　照　男

事　務　連　絡

平素は、当会の運営活動に対し、格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年４月上旬にお知らせしたように、平成２２年４月１日に不動産登記規則等の一部を改正する省令が公布され、不動産登記事務取扱手続準則の一部が改正されています。

改正により、本年７月１日以降に提出される地積測量図には、国土調査法施行令第２条第１項第１号に規定する平面直角座標系の番号又は記号及び測量の年月日（現地における測量が完了した年月日を記録することで差し支えない。）を記録しなければならないことになっています。

再度確認のうえ、対応いただきますようお願いします。

記　載　例

地番		地積測量図
所在		

座標系Ⅵ（又は任意座標）
平成　年　月　日測量

作成者		申請人	